

消防署からのお知らせ



「たき火・火入れ」による火災に注意しましょう！！

松本広域消防局管内では、令和4年中に150件の火災が発生しています。その中でも「たき火・火入れ」の焼却行為による火災が出火原因の上位を占めています。

原因としては、風が強く乾燥した日にたき火や火入れによる焼却行為が行われ、風にあおられ周囲の可燃物に着火したことや消火の確認をせずにその場を離れたため、延焼したことが挙げられます。

消防署への届出について



届出の提出をお願いします！

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為」は、松本広域連合火災予防条例に基づき事前に消防署への届出が必要になります。(電話など、口頭で届け出ることもできます。)

なお、この届出は、事前に焼却行為を把握し、誤報により消防機関が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、届出をすることにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

気象状況により危険と判断される時は火災予防上、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがありますので、ご協力をお願いします。

屋外で火を取り扱う場合には次の点に注意しましょう！

- (1) 空気が乾燥しているときや風の強いときは、焼却を行わない。
- (2) 消火器、水バケツ、スコップ等の消火用具を準備して行う。
- (3) 焼却中はその場から離れない。
- (4) 焼却後は、必ず消火の確認。
- (5) 一度に多量の焼却は行わない。
- (6) 日没までに終了し、夜間の焼却は行わない。
- (7) 急激に燃え広がるなど、消火できなくなった場合は119番通報。

気をつけましょう！

